

平成29年 桶川市成人式典

1月9日(月・祝)、市民ホールを会場に桶川市成人式典が行われ、739人が大人の仲間入りを果たしました。

桶川市の成人式典は、新成人を中心とした実行委員会が企画・運営しています。式典の第2部では、恩師の登場やクイズのほか番号が付けられたフリスビーを客席に飛ばし当選者を決める抽選会を実施。盛り上がりを見せました。

桶川市の成人式典は、新成人式研究会主催の「成人式大賞」において、8年連続で受賞しています。平成28年には、素朴な内容ながら随所でサプライズ性を持たせるなどの工夫が評価され、大賞、準大賞に次ぐ「優秀賞」に輝きました。



葛山 幸恵さん 長尾 俊希さん



原田 幹太さん



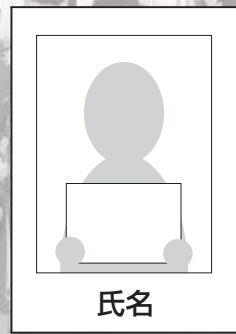
大嶋 聖らさん



島田 千春さん

次世代を担う新成人に聞きました

式典に参加した新成人たちに「20歳の抱負」をスケッチブックに書いていただきました。



例



佐伯 麗宝さん



榊原 百恵さん



井上 湧介さん



関 龍之介さん



矢澤 杏奈さん



山崎 彩夏さん



清水 智裕さん



平石 康太さん



澤 万由さん



村埜 宏輔さん



▲実行委員の皆さん



野口 幸志さんと友人



今村 文香さん



坂本 大志さん



奈良 伊緒莉さん



山崎 琢也さん 山崎 裕也さん

暮らしの中の男女共同参画

詳しくは「人権・男女共同参画課」

男女がそれぞれの性別にこだわらず、協力して生きていく「男女共同参画社会」を身近な暮らしの中で考えたとき、皆さんは何を思い浮かべるでしょうか。『育児に積極的に関わっている男性』を指す「イクメン」もその一つです。今回は、『暮らしの中の男女共同参画』について考えてみます。

桶川市男女共同参画都市宣言の基本理念から考える

桶川市男女共同参画都市宣言

男女がともに人間として
自立と平等を基本理念として
性別を超え
世代を超え
多様な生き方を認め合い

自らの意思で
あらゆる分野に
参画できる社会をめざし

ここに桶川市は「男女共同参画都市」を宣言します

市では、平成10年に桶川市男女共同参画都市宣言をしました。宣言でいう「自立と平等」とはどんなことでしょうか？

一般的に「自立」とは、他の助けや支配なしに自分一人だけの力で物事を行うことや、独立すること、「平等」とは、偏りや差別がなく、みな等しいことを言います。つまり、個としての人間において、価値に差はなく、「人」として認め合い、だれでも参画できる社会を目指すとしています。

暮らしの中の男女共同参画

次の4つの事例は、実際にあった例です。

「均等法から30年、あらたな明日へ」を聴いて



講師 赤松良子さん

昨年8月、埼玉県嵐山町の国立女性教育会館で開催された「男女共同参画推進フォーラム」に参加しました。今から30年程前、日本の企業の多くは、当然のこととして女性の結婚退職や若年定年制を採用していたことや、定年が男性は55歳に対して、女性は25歳から30歳であったこと。さらに、女性が新婚旅行から帰ると職場に机が無いということも珍しくなかった時代を思い出しながら、講師の赤松良子さんの講演に聴き入りました。

1985年、男女雇用機会均等法が制定され、女性の人生設計と覚悟を大きく転換させるきっかけになりました。法律の制定までには険しい道のりがあり、赤松さんをはじめ多くの先人達の頑張りがありました。

30年たった今、女性と男性の働き方はどう変わったのでしょうか。男女が共に暮らしやすい働き方とは何か、法律の意義と共に考えさせられました。現在87歳になられ、元気に演壇に立たれる姿に感動し、心からの拍手を送りました。

(写真提供：国立女性教育会館)
(男女共同参画桶川市民の会・N)

事例1 ある共働き夫婦

最近、男性看護師が増えてきた。同僚のS君は「同じ職場のTさんと結婚します。」と以前、メールで報告してきた。妻のTさんのほうが帰りが遅いため、夕食はS君が担当する。1週間、同じ物を作らないように写メを撮り、その日の夕食のメニューを聞けばすぐに答えが返ってくる。掃除・洗濯も暇な方がするといふ。

彼が自前の弁当を広げつつメールを確認する姿に、ベテラン看護師3人はカップラーメンを食べながら感心した。



事例2

妻がいないとダメという介護施設で

介護施設に夫が入所しても妻は昼に来たら夕には来ないが、妻が入所すると夫は昼と夕に面会に来る。食事介助のみならず髪をとかしたり顔を拭いたり微笑ましい限りである。一人で家にいたくない、少しでも妻のそばにいたいという。

事例3

退職後の暮らし

定年退職した夫が家にいるようになり、妻は憂うつ…。今まで自分の

事例4 今となっては…… ～ある夫婦の会話～

【20年前】

- 私「一人暮らしになった遠方の母と一週間過ごしたいので母の所に行きたい。」
- 夫「俺が定年になったら好きなだけ行ってほしい。」



【現在】※夫「要介護3」。その夫の世話に明け暮れて、86歳の母の所に行くに行けない。

- 私「今となっては、もう母の所に行けない。」
- 夫「それは運命だね。」
- 私「20年前、言う事を聞かないで行っておけばよかった。」

ペースで家事をしていたが、やはり夫がいるときは掃除機をかけるのも遠慮してしまう。食事が終わって出かけてくれると助かる。三度の食事がやはり大変。「何食べる？」と聞く方も聞かれる方も毎日嫌になつてしまう。料理は脳を活性化させる効果があるとされる。せめてお昼くらいは夫に作ってもらいたい。食後の片付け、洗濯物の取り込みごみ捨てなど、夫に何ができるか一緒に考えてみたい。

意識をカイカク。

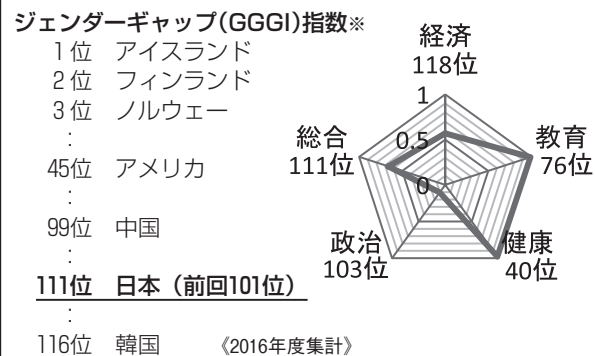
男女でサンカク。社会をヘンカク。*

いかがでしたか。身近な暮らしの中で男女が性別にこだわらず、協力する男女共同参画社会を考えるヒントはあったでしょうか。

事例にあるように、女性、男性に限らず家族のあり方、考え方は大きく変化しています。料理好きな男性や片付け上手な男性がいる一方、それらが苦手な女性もいます。女性だから男性だからという視点ではなく、身近な問題に目を向け、お互いが協力しながら生活する視点と女性の声を発信していくことが、男女共同参画社会を創造することにつながる一歩になります。まずは、お互いを思

データで見てみよう！ 男女共同参画！

世界で比較した日本の男女格差



男性の育休取得率

男性の育休取得率は(平成26年度：男性2.3%、女性86.6%)、10年前の0.5%から上昇傾向にあるものの、女性の取得率と比較すると非常に低水準です。この数値からも育児は女性中心である現状が読み取れます。

※ジェンダーギャップ指数とは…

世界男女格差指数。世界144の国と地域を対象に、政治・経済・教育・健康の4つの部門において男女にどれだけの格差があるのかを指数化し、順位をつけたもの。日本は、特に政治と経済の分野において、女性の参画が遅れていることがわかります。

アソシエを知っていますか？

アソシエは、男女共同参画社会の実現を目指して、学習、交流をするための場所です。1人でも気軽にご利用ください。

- ところ ▶ さくらフレンド(勤労青少年ホーム)
- 開設時間 ▶ 9:00~21:30(原則)
- 広 さ ▶ 約23㎡(10人程度の利用は十分可能です)
- 利用方法 ▶ 予約不要
- その他 ▶ 貸し出し用の男女共同参画に関する書籍などもありますので活用してください。 ※室内での飲食はご遠慮ください。



インドネシア・トモホン市から 来訪団をお迎えしました



詳しくは自治文化課

昨年12月5日・6日の2日間、平成28年度桶川市協働推進提案事業*で小・中学生によるビデオレター交換を通して国際交流をしているインドネシアのトモホン市から、副市長、教育長をはじめとする21人の来訪団が桶川市を訪問しました。

初日となる5日の夜は、来訪団が宿泊された伊奈町の埼玉県県民活動総合センターで歓迎会を開催し、桶川市来訪を歓迎しました。

また、翌6日にはビデオレターの交換を行っている桶川中学校および朝日小学校を訪問し、生徒・児童による合唱で歓迎を受け、大変感銘を受けていた様子でした。その後、市庁舎で市長・副市長および教育長と対談を行い、今後もビデオレターの交換を契機に友好関係を構築し、更には農業や経済面など幅広い交流が図られることを期待する形で対談を終えました。

対談後は、桶川西高等学校を訪れ、西高水族館およびプラネタリウムを視察されました。



▲歓迎会後に全員で集合写真



◀対談の様子

▶桶川西高校水族館視察



▲桶川中学校全生徒と記念撮影



▲朝日小学校6年生児童と記念撮影

※平成28年度桶川市協働推進提案事業

※「姉妹都市交流への架け橋事業」

※事業概要

※ NPO 法人アジアの仲間による航空フォーラムの提案で、平成28年4月に採択された事業です。桶川市とトモホン市の相互理解と友好の輪を深めることを目的に、桶川市の小学校および中学校の代表児童生徒と、トモホン市の児童生徒が、相互の学校紹介、地域紹介などに関する「ビデオレター」を作成し、交換を行いました。(平成28年10月)

※協働している市民団体

※ NPO 法人アジアの仲間による航空フォーラム (代表理事：助川晋一郎 ☎090-5553-0037)

※トモホン市

※ トモホン市はインドネシアの北部中央に位置し、人口約10万、標高約600mの高原地帯にあります。気候は温暖で、花と緑に囲まれた温泉が湧く暮らしやすい地域です。また、幼稚園から大学までの教育に熱く力を注ぐ、親日家の多い地域です。

市県民税の申告のご案内

2月20日(月)から市県民税の申告の受け付けを行います。市県民税の申告内容は、課税(非課税) 証明書や国民健康保険税などの基礎資料になります。昨年度、市県民税の申告をした人は1月下旬に市県民税の申告書を送付しています。3月15日(水)までに申告をしてください。確定申告(還付申告)の日程は広報1月号をご覧ください。詳しくは口税務課

●申告が必要な人

平成29年1月1日現在、市内に住所を有し、次の①～③のどれにも当てはまらない人

- ① 所得税の確定申告(還付申告を含む)をする人
- ② 勤務先から市役所に給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されている人、または、収入が公的年金のみの人(源泉徴収票に記載されていない各種控除を追加する場合は、申告が必要です)
- ③ 昨年の収入がなく、市内に住む家族・親族の扶養になっている人

※年金収入が40万円以下で、かつ他の所得が20万円以下の人で、確定申告が不要の人でも、年金天引き以外の追加の控除(社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、扶養控除など)がある人は、市県民税の申告が必要で

※平成28年中の収入がなかった人も申告をする必要があります。

●申告に必要なもの

- 市県民税申告書(会場にもあります)
- 印鑑(認印可)
- 平成28年1月1日～12月31日の期間の収入金額や経費がわかるもの(源泉徴収票、給与明細、

収支内訳書など)

○ 各種控除を証明できるもの(平成28年中に支払った領収書や証明書など)

(例) 国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料など。医療費控除を申請する人は領収書とその内容を記載した「医療費の明細書」障害者控除を申告する人は障害者手帳や認定書など。

○ 個人番号確認書類の写しおよび身元確認書類の写し(控除対象配偶者および扶養親族の人の個人番号の記載も必要となりますので、それぞれの人の個人番号確認書類の写しを持参してください)

●郵送での提出をおすすめします

申告会場は大変混みます。申告書の提出は郵送をおすすめします。記入漏れがないことを確認し、押印のうえ各種控除を証明できるもの(写し可)を同封して郵送してください。扶養家族などの記入漏れや各種控除を証明できるものがない

受付日	対象地区	受付会場	
2月	20日(月)	桶川東公民館 (末広2丁目8番29号)	
	21日(火)		東・西・南・北
	22日(水)		坂田・坂田東
	23日(木)	末広・若宮・寿	市役所分庁舎 (上日出谷937番地の1)
		神明・小針領家・倉田・朝日・加納・篠津・五丁台・舎人新田・赤堀	
27日(月)	鴨川・泉		
28日(火)	下日出谷・下日出谷西		
3月	1日(水)	上日出谷	
	2日(木)	川田谷	

受付時間▶午前9時～11時、午後1時～3時30分

- ※上記受付期間中、市役所税務課では受け付けません。
- ※上記受付日以外は、受付会場に税務課職員がいないため、受け付けできません。
- ※毎年、申告初日や午前中は会場が大変混みます。できるだけ混雑を避けて来場してください。
- ※駐車場には限りがありますので、公共交通機関を利用してください。

場合、所得、控除を修正させていただく場合があります。また、資料は返却しませんのでご注意ください。

※電話で記入内容について確認する場合があります。電話番号を必ず記入してください。

送付先

〒363-8501 住所記入不要
桶川市役所税務課市県民税担当

●「市県民税申告会場」での申告受付

申告はなるべく指定された受付日にお越しください。申告会場に申告に来られない場合は、3月6日(月)～15日(水)(土・日曜日を除く)は、市役所税務課で受け付けます。